

# 会 議 録

◇事務局ー子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称		第3期 第2回豊島区子どもの権利委員会
事務局（担当課）		子ども家庭部子ども若者課
開催日時		令和4年9月7日（水）午後6時00分～午後8時00分
開催場所		Zoomによるオンライン会議 （区役所内参加者：本庁舎8階 レクチャールーム）
議 題		1 開 会  2 議 事  「豊島区子ども・若者総合計画」（令和2～6年度）令和3年度実施状況【資料編】について  3 閉 会
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0名
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
出席者	委 員	南野委員、内田委員、山下委員、加藤委員、高田慶子、山本道子、間嶋委員、白井委員
	関係理事者	子ども家庭部長、教育部長、児童相談所設置準備担当部長、子ども若者課長、子育て支援課長、児童相談所設置準備担当課長、子ども家庭センター長、保育課長、庶務課長、指導課長、放課後対策課長、教育センター所長
	事 務 局	子ども若者課管理・計画係長、子ども若者課職員

# 審 議 経 過

## 【開 会】

事務局より資料確認

## 【協議事項】

会 長            それでは、議事の「豊島区子ども・若者総合計画」（令和2～6年度）令和3年度実施状況【資料編】について、事務局よりご説明願います。

事務局            【資料、参考資料 説明】

会 長            資料についてですが、豊島区は手厚い施策を行っているので、この資料では縦に事業が多く並び、それぞれを横に読んでいくので、咀嚼できるまでに時間がかかることもあります。子ども若者総合計画の冊子の58ページから59ページを見ていただくと、目標が一覧で出ています。本日の資料は、その中でも子どもの権利に関連が強い項目を抜粋しているものです。私たちがこれから何をするのかというと、令和3年度実施状況に掲載されている項目をみて、もっと検証・調査をしたほうがよいところや、その事業の取組を所管している部署に次の12月の会議で詳しく聞きたいことを、意見を出し合ってまとめていく作業になります。

委 員            事業番号7番で令和3年度の取組内容に区長とティータイムとあります。令和2年度、3年度はコロナの影響で計画していたのになかなかできないことが多かったですが、この事業については立教大学と連携して実施し、主管課評価がAとあります。これは、立教大学の場で子どもが意見を言ったということですよ。また、子どもが参加しているものなのかどうか教えてください。

子ども若者課長    子どもたちは合計で30人参加し、チームに分かれて区長、議長、子ども文教委員長、教育長、子ども家庭部長がそれぞれ座っているテーブルを回って、子どもたちが質問をするという事業です。

委 員            子どもたちは、子どもの権利について話したのですか。どういった内容を話したのか教えていただけますでしょうか。

子ども若者課長    子どもたちが話した内容ですが、子どもたちも区のことを事前に勉強した上で、質問をしました。具体的には「区長のお仕事はどんなことですか。」「毎日どんなお仕事をしていますか」という質問がありました。子どもの権利に限定せずに質問をしていただきました。

会 長            今の話を伺うと、子どもたちは「なぜここに呼ばれて、話をしているのだろう…。」と思っている可能性もあるかもしれないと思いました。「君たちの意見を言う権利を保障するという背景もあって、みんなの声が届く仕組みの一環としてやっている事業ですよ。」という説明はあっても良いと思いました。

委員 今の話についてですが、この事業は募集のチラシを配って、形だけやったという感じがします。子どもたちの意見を本当に聞くためには、学校内での子どもたちに身近な問題であるとか、自分の住んでいる地域について考えていることなどを、学校の中でまず話し合っ、その代表として意見を持ち寄るといった、本当に実のある事業にしていきたいです。ただ、子どもを集めて区政についての意見を聞くと言われても、区政について子どもたちがどれだけの知識や経験を持っているかという、ほとんどわからないと思います。もっと「子どもたちの意見を反映できる場なんですよ。」ということを理解してもらうためには、学校ごとの取組などを学校の代表として持ち寄るなど、そのような仕組みを作っほしいと思います。

子ども若者課長 子どもたちが考えて発表する事業は、区長とティータイムのほか、としま子ども会議という事業があります。以前は、子どもたちが学校の代表として子ども議会というものを実施したことがあります。ここには記載されていませんが、SNS ルールを子どもたちの意見を聞きながら作成したということも聞いています。そういった事業についてもわかりやすくお伝えしていきたいと思っています。

会長 区長とティータイムはとしま子ども会議にもつながると思いますけど、学校で感じている疑問をいったん学校で集約し、それを代表者が持ち寄るというふうにシステムチックにやるのは実務的には難しいかもしれませんが、日常の中で「それって、おかしくないかな。」と感覚として思っていること伝えられるような仕組みに近いものにしていけるといいのかなと思います。評価はAとはなっていますが、内容が子どもの権利にどのようにリンクしているのかを検証項目として挙げていただけるとよいのかなと思いました。

委員 意見表明や参加は、子どもたちにとって一番大事なところだと思います。子ども・若者総合計画や、他にも様々な事業を子どもたちのためにやっているということを知ってもらいたいですし、子どもたちがどう思っているのかを聞きたいくらいです。全部はできないので、大人側の責任として自分たちがどれだけ大人としてできているかということの評価するものだと理解したうえで「子どもの意見表明権がきちんと保障されている豊島区になっているのか。」という、大事なことだけでも子どもたちがどう感じているのかを子どもたちに聞いたうえで、大人たちの評価としてやるという形にできることが一番望ましいかと思います。先ほどのお話で言うと、区長とティータイムについて言えば「区長とティータイムをやりました。」で終わってしまうと、本末転倒ではないかというご意見はその通りだと思いました。社会の仕組みとか、豊島区の事業に対して子どもたちが自分たちの意見を聞いてもらえているかを何らかの形で、こちらが受け止めることができる仕組みづくりも今後の課題として必要だと思いました。

委員 子どもの権利として考えると、区長とティータイムは、他の委員の皆様も仰るように、形だけのもののように見えてしまいます。子どもの参加は色々な方法があっ、必ず対面で話することだけを想定しなくていいと思います。アンケートも子どもの参加ですし、SNS を使って反応を集めることも参加です。子どもの参加のレベルには段階があり「参加のはしご」と言われているのですが、これは、いわゆる参加ではない「見せかけ」と言われてしまうような事業のように感じました。ご説明をいただいて内容は理解しましたが、これを評価 A としてしまうのは「行政として子どもの権利を解っているのか。」というこ

とを問われてしまうと思いました。こういう形でやったということは変えようがないので、このように書くのはよいのですが、これを A と評価することは正直なところまずいと思います。区で権利条例を作り、行政として実行に移していこうという時に、意見表明・参加がどういったものか解っているのだろうか、認識が弱いと思われてしまわないように、これは A ではなくてももう少し評価を下げないと誤解されてしまうのではないかと危惧したところです。加えて言うならば、必要な視点としては、何のためにするのかという参加の意味とか目的を子どもにわかりやすく事前に説明するのは必須です。そのうえで話をしたあとに、話し合った内容を、どう次に、何に活かしたかまでの視点を含んで子どもの参加なので、この書き方だと「自分の意見を伝えたり、質問に答えてもらう事業を実施した。」で終わっています。その下の計画事業 8 では、中高生センターやスキップで「会議で出された意見を運営に反映した。」とあったので、これは書く必要があるところが書いてあったので良いと思いました。意見が反映もされていないということをもってしても、A という評価は違うと思います。意見表明・参加をどう捉えるかは大事なところであり、とりわけ、6 月に子ども基本法も成立しましたので、このような計画の評価をするところで、各行政の部署が子どもの意見をどれだけ取り入れて自分たちの評価をしているかが、これからますます問われていくと思うので、豊島区は子どもの権利条例を先行して設置している自治体でもありますし、この評価をするにあたって子どもの評価を聞いているのかという視点も本当に大事です。これからどれくらいそれができるのか、できる限り求めたいと思います。可能な範囲でこれまでの調査で参考にできる調査があれば、そのデータをエビデンスにして評価をすとか、足りないならば子どもに意見を聴取すとか、そういうこともあっていいと思いました。

会 長            今のスキップの話は計画事業 8 ということですね。スキップについての補足をお願いします。

放課後対策課長    子どもスキップは、子どもたちが放課後に安全・安心に遊びを通して自主的に活動できる場所ということで、各学校単位に 1 施設ずつ運営しています。学童に行かない子どもたちもここに遊びに来て、学童の子と触れ合うことができます。子ども会議は、自主的に子どもたちで話し合っ、新しいおもちゃを購入したり、スキップのルールを自分たちで決めたりといったことをしている会議です。ただし、そういう会議で発言ができない子どももいますので、意見ポストなどで意見を取り入れられるように各施設で工夫をして運営しています。

会 長            なかなか声を出しにくいお子さんに対する配慮も行っているという点も評価に入れた方が、権利への配慮が感じられるので追記いただきたいと思いました。子どもの意見表明・参加の促進という、事業番号でいうと 6 から 10 のあたりの事業は、子どもが自分の権利を保障されるための取組なのだとして理解する機会をきちんと設けたうえで実施されているのか、実施にとどまるのではなく、会議の結果がその後どう反映されているのかという観点から再度検証してもらえればよいのではないかといいかたがでしようか。

委 員            具体的にどの事業というよりも、やはりこういった計画の評価検証をするときに可能な限り子どもの意見を反映させていく、子どもの意見を踏まえて評価していくことが求められるので、その観点で書かれているのかを全般的に見直しをしていただきたいと思いまし

た。6月にこども基本法が制定されたのは大きな出来事だと思います。各所管の方々に、これからは評価をするうえで「必ず子どもの意見を踏まえて評価していく。」ということ、もう一度意識したうえで評価していただきたいと思います。

委員 今までやってきた事業にどういう価値があるか、評価をするためには知っておくべきだと思います。事業3に記載しているとおり、子どもたちに「子どもの権利」をどのように理解をさせていくか、以前にも教育課程に入れるという話がありましたけれども、具体的にどのような内容で教えていくかはこれからの取組になっていくと思いますが、どのような計画で進めていくのか、次回で構いませんので教えていただけたらと思います。

委員 計画事業の17番、取組内容で「ニーズに合わせた改修を行い」とありますが、ニーズをどのように把握されたか伺いたいです。

委員 子どもの権利条例のなかに、地域活動に参加したり、地域に根差した文化の伝承を受ける権利がありますよというものがあって、例えばジャンプ長崎で豊島区の伝統芸能の獅子舞を子どもたちが自主的にやって、かつ、地域の大人たちと連携をとって、すごく権利保障につながっている取組だと見ていて思いました。権利保障のために行っている良い取組ですが、この事業の一覧になるとどこに記載されているのでしょうか。

子ども若者課長 ご質問いただいた長崎獅子舞については、2ページの計画事業9番で、社会参加を促進するという項目に入っています。

委員 子どもの意見表明・参加とは少々性質が異なる取組だと思うので、掲載される場所はこちらではないようにも感じますが、評価Cはとても低いと感じました。このような取組が、子どもの権利保障という観点からは良い話ですし、獅子舞に限らず地域の方々との活動として、伝統的に続いているというところをもっと評価していただいても良いかと思います。

委員 先ほどの話と重なりますが、重点事業19であればどのような文化体験をするかを子どもの意見を聴取しているのか、聴取しているならばこのように子どもの意見を踏まえて実施したと書き込んでいただきたいです。そうでないならば、そのことも踏まえた評価にしていくべきだと思いました。

会長 特に学習支援のところはいかがでしょうか。学ぶ場の保証というのは、子どもにとっては将来を形成するうえでものすごく大事です。参加している子どもたちはどのような形につながっていているのでしょうか。事業番号24の取組内容で、「月に一回おたよりを発行し、返信ハガキを同封することによりボランティアと子どもたちとの関係性の継続に努めた」とあり、青少年問題協議会では「ハガキは今の子どもたちはあまり使いませんよね。」という話がありました。子どもたちが経験したことをフィードバックする方法が子どもたちの実態に合っている方法なのかということでは、これからもハガキを使用していくのか気になりました。今後の相互コミュニケーションの方法の形態どのように検討しているかを伺いたいです。

委員 事業番号24、25、26、27、28も学習支援ですが、やはり事業の対象とする子どもたち

のニーズを聴取したところがあるのであれば、「子どもの意見を踏まえて、事業を展開した」という評価が必要になってくると思います。

会 長           それは、子どもがつながる機会をどのように保障されたかということか、それとも参加したうえで自分の感想や要望を出す場があったかのどちらでしょうか。

委 員           両方だと思います。

会 長           そういう場があるということにアクセスできる機会がどのように作られていたのかということと、参加したうえでの意見を伝える機会があったのかということですね。小さなことかもしれませんが、事業番号 26 のチューター制度は、大学生と子どもが個別的、マンツーマン的な学習の場になるかと思いますが、このような形式は大学生と子どもとのマッチング、相性の影響もあるので、大学生が「子どもを尊重する。」というレクチャーを受けたうえで実施いただくのが良いと思います。学生もそこで学ぶと良い循環になると思います。

委 員           子どもの権利に関する研修の機会、研修制度があるのかということは大したことだと思います。

会 長           他の事業でもそうですが、関わる側が「やってあげている。」という気持ちでいることも中にはあると思うので、この学習支援は無償で受けることができることもあります。それであっても相手の立場を尊重するということを知っている人が関わるということは大したことだと思います。

委 員           事業番号 28 「とこねっと」とは何でしょうか。

子ども若者課長 豊島区にいくつか無料の学習支援を行っているボランティア団体があり、その団体がいくつか集まっているネットワークが「とこねっと」です。

会 長           それでは 5、6 ページへ移ります。事業番号 30 の令和 3 年度以降の取組の方向性としての「いじめを『しない、させない、見逃さない』体制づくりを推進する」とは、具体的にどのようなことをやるのか伺いたいです。

委 員           「しない、させない、見逃さない」体制づくりとは、大きく分けると 3 つの取組があります。1 つは、心理的な支援です。いわゆる道徳教育や人権教育といった、思いやり、友情、信頼などの指導をすること。2 つ目は予防的な取組です。アンケートを取り入れたり、いじめそのものを取り扱った授業を実施することを特別活動等の時間を活用して行っています。心理的な支援では「でも、やっちゃうよね。」という部分があるのは受け入れます。そうしないと、教育相談的な喚起ができません。しかし、予防的な取組については、「こういうことは許されないことだ。」ということを取り入れています。3 つ目は、いじめをしないこととなりますが、いじめをしてしまうことについての対処的な対応をすることです。複数の教員がこの状況を見ているので、それに合わせて取り組むこととなります。例えば、いじめ防止対策委員会は組織でやっていますけれど、教育委員会が入っています。それから、学校いじめ防止対策委員会というのを作っていたり、「心のケア委員会」という

個別の支援委員会、月 1 回定期的に子どもについて話をしている、この子にはこういう取組があるということや、個別の子どもについては、1 か月に 1 回はどこかの学級・学年が学級のことを素直に話せるような体制にしたり、複数の教員が必ず学級に定期的に入れるような体制を作ったりと、これはシステマ的なものになっていると思います。各学校で規模や教員体制が異なるので、次年度の取組については学校ごとの記載になります。教育研修も 3 回と書いてありますが、学校ごとに見れば、研修の実施回数などは変わってくると思います。事務事業評価として教育委員会の取組として書いてあるものですが、併せて「各学校には校長会、副校長会を通して、いじめ防止の取組を徹底するように指導する。」といった一文が入ることと思います。さらに加えるとすれば、「6 月、12 月、2 月に校長会で通知する。」という文言も入ってくると思います。

委員 私ら豊島区の教育委員会のいじめ防止対策委員会の委員で、年に何回か報告を受けています。先ほどのお話にもあったとおり、豊島区はいじめの発見が早いです。うまく工夫をして地域とも連携をとって早期に解決していて、さらにどうすればよいか議論をしています。だからこそ、子どもの権利の観点からさらにプラスするならば、繰り返しになりますが子どもが主体的にいじめ問題を解決する仕組みづくりが必要で、実際は豊島区もそういう意識でやっていますが、この記載の仕方だけを見ると、結局「しない、させない」で子どもが客体の表現をしています。子どもが主体的に、ということを反映させるほうがより良いと思います。

会長 研修も、自分がどう伝えるかではなく、子どもたちの運営をどうサポートするかといったスキルを習得する研修があったらいいかもしれませんね。学生が性教育をテーマとして卒業論文を書く時、今までの性教育はどう身に染みているかというアンケートを取ると、「教育は受けたけれど自分の行動として身になっていない。」ということを書くことがあります。いじめ、差別は道徳論だけではないということまでいかないと、行動変容にはつながらないと思うので、今後さらに発展されると良いと思いました。

委員 虐待のところ、5 ページの再掲事業 29 番と、31 番ですが、やはり子どもの視点が弱いと思います。子ども虐待防止ネットワーク事業の令和 4 年度以降の取組の方向性で要支援家庭の支援を行っていきとありますが、例えば、そこに子どもが話しやすい環境を確保して子どもの話を聞いていく、子どもが話をしにくい場合には意見表明を支援する人を配置するなどして、子どもの想いを聞き反映させていくという視点もあると良いと思いました。31 番の虐待防止の普及・啓発でも、読む限りだと大人を対象としているようですが、子どもが自分自身を守るように、子ども自身に対して普及啓発をしていくことも大事な視点かと思うので、これを実施しているならばそれを入れて評価をするべきだと思いますし、していないならば今後の方向性にこれを入れていくとよいかと思います。

会長 ここについては意見として所管課にお伝えして、それに対するフィードバックやコメントなどがあればいただく形をお願いいたします。

委員 今のところについてですが、子どもたちには「自分たちが虐待されていることを言っていないだよ」というカードやパンフレットなどを渡していますが、それが反映されず全く書かれていません。実際に子どもたちにはたらきかけていることを書いていただかないと、

まるで大人だけがやっているように見えてしまいます。そのような活動も記載してほしいです。

子ども家庭支援センター長 子どもにカードを配って、直接相談先の周知を行っていますので、書き方について工夫したいと思います。

委員 6 ページ再掲の事業番号 33 番の相談しやすい体制についても、相談しやすい体制とはどういう体制なのかを子どもに尋ねているのかどうか気になります。尋ねているならば、それを踏まえた事業展開をというところで、令和 3 年度にこの視点を盛り込んだ内容が追記されると良いかなと思います。

会長 事業番号 36 番でスクールカウンセラー配置の目標値が 30 校とありますが、30 校配置は何校あるうちの 30 校なのでしょうか。

委員 スクールカウンセラーについては全校配置になります。

会長 事業番号 38、子どもの権利擁護センターの設置は、どのような形で設置されるものでしょうか。

子ども若者課長 子どもの権利擁護センターの設置は、この計画を作る前から課題になっており、検討を重ねてきているところです。昨年度、第 2 期の豊島区子どもの権利委員会に諮問をいたしまして、権利擁護制度の在り方について委員の皆様からもご意見をいただき、最終的に「子どもの権利擁護センターが必要である。」という答申をいただきました。いただいた答申を実現できるように引き続き検討しているところです。

会長 何年度に具体的にどこに設置するということまではまだ検討されていませんか。

子ども若者課長 令和 5 年度に設置できるよう検討しておりますが、庁内的な調整もありますので、引き続き設置に向けて努力していきたいと思っています。

会長 それは、予算の問題も含めてということでしょうか。

子ども若者課長 どのようなものがふさわしいのか、また児童相談所設置も控えておりますので「豊島区らしい子どもの権利擁護センターとはどうあるべきか。」ということを念頭に進めていきたいと考えています。

委員 今の子どもの権利擁護センターの件については、現時点で記載されている内容だと、子どもの権利擁護センターの設置にまで結びつかない方向性のように感じられるため、令和 4 年度以降の取組の方向性のところで今お話しくださった内容を記載していただきたいと思いました。

会長 方向性で考えると、既存の事業と重複してしまう可能性などから検討が必要ということですね。事業番号 39 の子どもの権利擁護委員相談事業というのは、既に行われている事



業でしょうか。

子ども若者課長 本委員会の委員でもある山下弁護士が、中高生センタージャンプに赴き実施しています。

会 長 この事業と子どもの権利擁護センターとは重複するのでしょうか。

委 員 子どもの権利擁護委員はどこからも独立しています。事務の所管が子ども家庭支援センターではありますが、あくまでも独立して動いています。

会 長 子どもの権利擁護センター設置の出張相談は、子ども家庭支援センターの中ということではないということでしょうか

委 員 子どもの権利擁護委員は3人いまして、私はアウトリーチとしてジャンプに行って直接子どもからの相談を受けていますが、他の2名は、他の機関から受けた相談の対応もしています。ジャンプの件数だけ書かれているように思いますが、必ずしも直接子どもからではないことも含めて、3人がいろいろな相談の対応をしているというのが実際のところです。

会 長 子どもの権利擁護センターの事業内容をみると、「子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します」と書かれていますが、これは交錯していくのでしょうか？

委 員 子どもの権利擁護センターができると、3人が個々で活動していたのが、サポートする形で相談員が増え、地域にいる相談員が事案を整理して連携を取り合ったりします。相談員がジャンプに行くことも続けるので、相談を受ける環境がより充実するというイメージです。

子ども若者課長 言葉自体もわかりづらくなっていると思います。子ども家庭支援センターが子どもの権利擁護委員相談事業をやっているということで、あくまでも子ども家庭支援センターは報酬の支払いや日程調整をするといった事務局としての機能であり、センター事業として動いているものではありません。この事務局機能も含めて、新しくできる子どもの権利擁護センターに集約したいと思っています。

会 長 そうすると、山下委員は、相談の充実という観点からすると子どもの権利擁護センターを設置しておいた方がよいと考えますか。

委 員 もともといろいろな経過があり、子どもの権利擁護委員が選任された時は区の職員にすら知られていないところから始まって、他の自治体だと権利擁護委員が選任されると市民に広報が行ったり、開設当初から専用電話があったりサポートする人がいたりするのですが、ここにきてバックアップや実績ができ、今ある事業や組織と権利擁護委員の動きとを組み合わせ、より広く様々な活動ができるかと思います。

会 長 それでは、主管課の方にそのように伝えていただければと思います。

委員 7 ページ事業番号 39 で令和 4 年度以降の取組の方向性で「子どもの権利擁護センターの設置に合わせて、周知の方法等検討していく。」の前に「子どもの意見を踏まえながら、子どもに合った周知の方法等を検討していく。」という視点があるといいと思います。先ほどの「ハガキを使っているのか。」というお話にもありましたが、こういうことの周知も、子どもに合った方法でやっていくためにも、子どもの意見を踏まえることの重要性ということ、改めて意識していくというために言葉に残していくと良いのではないかと思います。

会長 たしかに、大学の学生相談室の定期報告をみると、来室相談やメール相談といった相談方法があるようです。専用電話、訪問できる場もあるようですので、どのような方法が多く活用されている傾向があるのかをまとめたくて、その方法をより活用していく形が良いかと思いました。

また、ひとり親家庭に育つ子どもの不利とは、お金がないということだけでなく、社会的なつながりの機会そのものが抑制されやすいということがあるので、事業番号 45 のところでは DV がフォーカスされていますが、DV 被害者支援だと親中心になってしまいやすいので、その中で子どもにもきちんとフォーカスしていくような仕組みにしてもらいたいです。

委員 子どもたちへの情報発信のところですが、ここ 1 年で私が関わったケースでは、18 歳になった高校生からの、「家から出たい。」「避難したい。」「自立したい。」という相談が本当に増えました。もともと児童福祉法の対応が 18 歳までだったのですが、成人年齢が下がったことで、子どもたちは「18 歳になるまで我慢をして、18 歳になればできることが増えるだろう。」とっていました。それで、18 歳になってから家を出るとなった時に、実は選択肢が狭い、あるいは 18 歳になる前に社会的擁護とつながっていれば奨学金のことなども違ってきたりと色々なことを知らず、18 歳になるまで我慢をし続けている子どもがこんなに多いのかということと、「18 歳になってから家を出るとこんなに選択肢が狭まるのか。」ということは今すごく実感しています。なので、情報発信の時は「こういう相談体制があるよ。」という、手続きや窓口の発信だけではなく、相談した結果どうなるかというところまで伝えないと、権利保障に繋がっていかないと、ここ 1 年で思いました。窓口の紹介だけではない、中身を伝えていかないといけないという問題意識を共有できればと思いました。

会長 子ども側にとっても、「困ったことがあったら。」とは、とても広い表現で、例えば家族のことなのか、お金のことなのか、発信の中でガイダンスがあることが大事だと思いました。

委員 最後の 9 ページにわかりやすいところがありました。事業番号 45 では、事業内容に「配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。」とあって、取組内容で「DV被害者の相談、一時保護、若年女性の相談、ひとり親相談に加え、コロナ禍におけるひとり親家庭に対する臨時的食料支援を実施した。」と書いてあるので、それが支援なのだなとわかるのですが、他の事業ではこの事業内容と取組内容の文章がずれていて違和感があるところがありますので、見直しの視点

として話したいと思います。例えば、この会議でも事業番号7の区長とのティータイムのことがありましたが、この事業では事業内容に「社会参加、参画を推進する事業を実施します。」とあり、取組内容で「意見表明の場として区長とティータイムを実施した。」で良いと思います。その次の事業番号8の利用者会議でも、事業内容に「会議で出された意見を施設の運営に反映させます。」とあり、取組内容でも「全スキップで利用者会議の開催。会議で出された意見を施設の運営に反映した。」となっており、その通りだなと思いました。

そこで再度、重点事業6を見ると、事業内容では「区は子どもの意見を聞き、施策に反映させるよう努めます」と書いてありますが評価がBで、取組内容は「議論を深めることができた」になっています。子どもからどのような意見が出て、それが施策に入るようにどう努めたのかではなく、「関係部署の職員をファシリテーターに迎え、活発な話し合いができるようにアシストしていく。」というレベルで終わっています。区長とティータイムのような、計画事業については、実施したということへの評価で良かったのですが、重点事業については、そこについて何をしたのか、どうなったのかの記載が必要です。こういったずれがみられるものがいくつもあるので、狙いと評価のところで、せめて語尾をそろえるような形にするとずれがなくなると思いました。

委員

先ほど出た子どもたちへの情報発信についてですが、たしかに、制度を広報するだけではあまり意味がありません。子どもたちには「言ったところで変わらない。」という諦めの気持ちが強くあります。参加にしても救済にしても、諦めてしまっている子どもたちにただ制度があることを伝えるだけでは伝わらず、実際に「言えば変わる。」ということまで示さないと効果がありません。参加・相談の意欲を喚起するためにも、子どもに広報・啓発をしていくことを求められている所管部署には、「言ったら変わる。」といった内容を含めた広報啓発の在り方を模索して推進する視点をもっていただけるとよいと思いました。

会長

改めて再度検討していただきたい項目は今日出しましたので、項目によっては、次回主管課の方からのご説明をいただき、そうでないものは、部署とのやり取りで調整していただければと思います。次回12月の会議では、修正をしたことや質問に対してのフィードバックを資料として示してもらい、それを踏まえて次期計画にどのように項目として反映させていくか検証を進めていくということでもよろしいでしょうか。

では、第3期第2回豊島区子どもの権利委員会を終了します。

<p>提出された資料等</p>	<p>資料 「豊島区子ども・若者総合計画」(令和2年度～6年度) 令和3年度実施状況【資料編】</p> <p>参考資料 「豊島区子ども・若者総合計画」(令和2年度～6年度) 令和2年度実施状況における子どもの権利保障に関する施策の検証</p>
-----------------	---